

第2章 共通する課題

1. 目標

国立市第三次地域保健福祉計画が終了する2010年度（平成22年度）までの5か年間、毎年、本計画に掲げる各種施策の進捗状況等の把握・点検・推進をしながら、さらなる課題解決へ向けての検討を進めます。

2. 現状と課題

第二次地域保健福祉計画では、事業内容のあり方などを評価すると共に、評価に対して柔軟に内容の検討を行い、計画を確実に実施するために、新規事業として「地域保健福祉計画実施委員会」を設置しましたが、十分に機能していませんでした。また、「第二次地域保健福祉計画の進捗評価に関するワーキンググループの提言書」では、「目的はまったく達成されていない」という厳しい評価がされています。

これは、第二次地域保健福祉計画策定委員会と地域保健福祉計画実施委員会とが別の組織となり、地域保健福祉計画実施委員会委員の選定作業などの進捗が図れなかったものだと思います。また、両委員会の構成メンバーも異なっていたために、検討内容と議論の質の継続性が図れず、各種施策の進捗状況等の把握・点検・評価ができなかったことによります。

第三次地域保健福祉計画では、よりきめの細かい施策の検討が行えるよう、市民および関係当事者が参加した「地域保健福祉施策推進協議会」を設置します。

また、市内の当事者団体で構成する「地域保健福祉団体等連絡協議会」を設置し、その中の「ワーキンググループ」において、さまざまな個別課題の検討を深めることで、より当事者の立場に立った施策の展開を図っていきます。

さらに、庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策が進められるよう、「庁内連絡会議」を開催していきます。

3. 施策の方向

(1) 計画推進体制を強化します。

くにたちし だいさんじ ちいき ほけん ふくし けいかく じっし しさく しんちよく じょうきょう など
国立市 第三次 地域 保健 福祉 計画 により 実施 した 施策 の 進捗 状況 等の
はあく てんけん すいしん
把握・点検・推進をしながら、さらなる くだい かいけつ む けんとう すす ねんご
課題 解決 へ 向けて の 検討 を 進め、3 年後
の 見直し の ための 組織 を 設置 します。

(2) 相談機能の充実を図ります。

いつでも、どこでも、だれ きがる そうだん たいせい こうちく
誰もが気軽に相談できる体制を構築します。

(3) 苦情処理体制を整備します。

こうへい じんそく くじょう しょり たいせい こうちく げんこう くじょう など かいけつ いんかい
公平かつ迅速な苦情処理体制を構築するため、現行の苦情等解決委員会
のあり方を見直し、ふくし サービス に対する たい くじょう しょり ふふく もうした
福祉サービスに対する苦情処理・不服申立てだけではなく、
じんけん ようご はか せんもん きかん せいど かくりつ
人権擁護を図るための専門機関や制度を確立します。

(4) 災害弱者対策を図ります。

かさい じしん など さいがい じ おお ふあん かか さいがい じゃくしゃ たいさく かくりつ
火災、地震等の災害時に大きな不安を抱える災害弱者への対策を確立し
ます。

4. 施策一覽

(1) 計画推進体制を強化します。

事業名 1 : 地域保健福祉施策推進協議会・地域保健福祉団体等連絡協議会
(個別課題検討ワーキンググループを含む)・市内連絡会議の設置

事業目標 : 本計画に掲げる各種施策の進捗状況等の把握・点検・推進をし、さらなる課題解決へ向けての検討を進めます。

事業内容 : 市民・関係当事者が参加する「地域保健福祉施策推進協議会」を設置します。当事者団体で構成する「地域保健福祉団体等連絡協議会」(ワーキンググループ含む)を設置します。また、各種施策の推進のための「市内連絡会議」を設置します。

(2) 福祉相談機能の充実を図ります。

事業名 2 : 福祉総合相談体制の強化

事業目標 : 保健・福祉関係の相談を身近なところで安心して受けられ、サービス利用者との信頼関係の構築、利用促進につなげます。

事業内容 : 福祉部に設置されている福祉総合相談窓口を充実・強化をするために、相談体制のあり方を当事者団体の意見も聴取しながら検討します。

当事者団体等の協力を得ながらピア相談員を養成し、ピア相談員と共に地域の集会所等において保健・福祉関係の相談窓口を開設します。

民生・児童委員との協力体制の強化と研修事業を充実します。

(3) 苦情処理体制を整備します。

事業名 3 : 苦情処理・不服申立ての機関の設置見直しと体制の整備

事業目標 : サービスを利用する際のトラブル解決の支援や人権擁護を指します。

事業内容 : 福祉の制度やサービスを利用したときに感じる疑問や不満など

を持ち込める機関で、福祉制度やサービス全般、権利擁護制度、苦情処理

- ・ 不服申立て機関の利用の仕方、相談業務の内容等をわかりやすく市民に説明します。

(4) 災害時の対策を図ります。

事業名 4：災害弱者対策の推進

事業目標：地域の中で安心して自立生活が送れるよう災害時の支援体制を確立します。

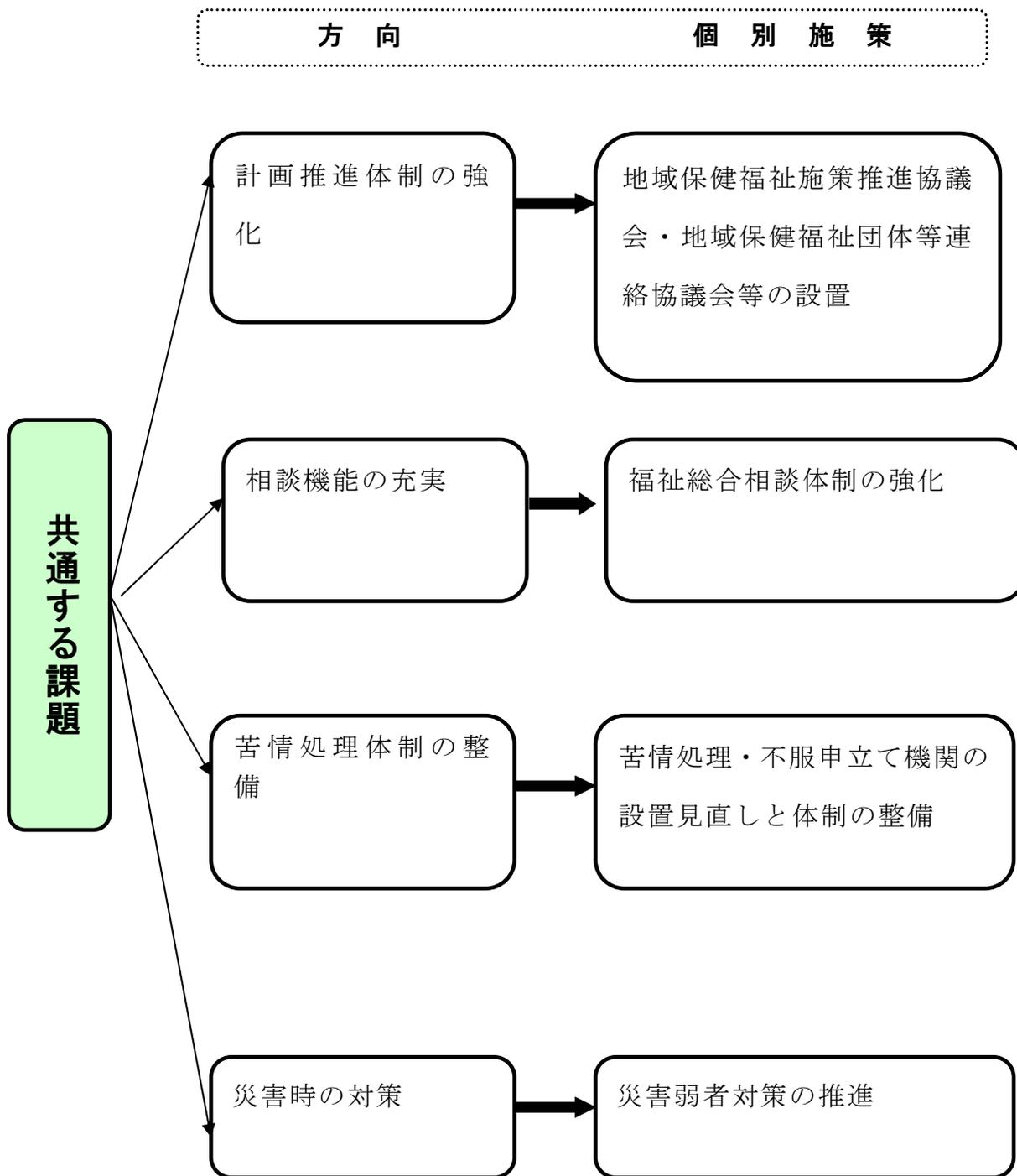
事業内容：しょうがいしゃを中心にしたワーキンググループを設置し、各避難所にスロープ、車椅子、車椅子用トイレ、リヤカー、マット、手話通訳者や介護者等必要とされる支援者を配置するなど、避難所の整備や情報提供のあり方について話し合います。

2006年度（平成18年度）からは、高齢者もワーキンググループに参加し、当事者の視点でとらえた災害時対策について検討します。

ワーキンググループで集約された事項については、防災担当課へ提言し、防災計画の見直しに当たっては、庁内連絡会等を設置していく予定です。災害弱者対策についても更に検討し、実現可能なものについて実施します。

※災害弱者：高齢者、しょうがいしゃ、にんさんぶ、にゅうようじ、じどう、しょうびょうしゃ、がいこくじんなど、災害時に大きなハンディを持った人達を指し、いわゆる災害弱者（災害時要援護者）と言われています。

5. 施策体系図



6. 個別施策

事業名1：地域保健福祉施策推進協議会・地域保健福祉団体等連絡協議会等の設置 (新規事業)

現状と課題	第二次地域保健福祉計画では、事業内容のあり方などを評価するとともに、内容を検討し、計画を実施するために、「地域保健福祉計画実施委員会」を設置したが、十分に機能しなかった。本計画では、よりきめの細かい施策の検討が行えるよう市民および関係当事者が参画する「地域保健福祉施策推進協議会」等を設置する。	
目的	本計画に掲げる各種施策の進捗状況等の把握・点検・推進をし、課題解決へ向けての検討を進める。	
対象	市民、関係当事者、当事者団体、庁内関係各課	
サービスの内容	市民・関係当事者が参画する「地域保健福祉施策推進協議会」を設置する。当事者団体で構成する「地域保健福祉団体等連絡協議会」(ワーキンググループ含む)を設置する。 また、各種施策推進のための「庁内連絡会議」を設置する。	
実施内容	2005年度	2006年(平成18年)6月以降早い時期に地域保健福祉施策推進協議会・地域保健福祉団体等連絡協議会・庁内連絡会議を設置する。その後地域保健福祉団体等連絡協議会で課題を整理し、ワーキンググループを設置し、検討結果を推進協議会に報告。
	2006年度	実現策の検討、進捗状況の把握・点検・推進を行う。
	2007年度	継続
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続

実施方法	<p>地域保健福祉施策推進協議会設置のための条例案を早い時期に市議会に提案するため、委員の人選に入る。また、地域保健福祉団体等連絡協議会・庁内連絡会議を設置する。さらに、課題を整理しワーキンググループを設置、検討結果を推進協議会に報告し、実現策の検討、進捗状況の把握・点検・推進を行う。</p>
------	---

事業名 2：福祉総合相談体制の強化（レベルアップ事業）

現状と課題	<p>保健・福祉サービス利用の普及が遅れている要因としては、窓口対応の問題、担当部署のわかりづらさや来庁することの困難さがあげられる。保健・福祉サービスの利用を促進するためには、民生・児童委員の協力体制や相談窓口を強化し、「いつでも」「どこでも」「気軽に」相談できる総合的な相談体制を整備することが必要である。</p>	
目的	<p>保健・福祉関係の相談を身近なところで安心して受けられ、サービス利用者との信頼関係の構築、利用促進につなげる。</p>	
対象	<p>全市民（保健・福祉サービスの利用希望者や家族等）</p>	
サービスの 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉部に設置してある福祉総合相談窓口を充実・強化するために、相談体制のあり方を当事者団体の意見も聴取しながら検討する。 ・ 当事者団体等の協力を得ながらピア相談員を養成し、ピア相談員と共に地域の集会所等において保健・福祉関係の相談窓口を開設する。 ・ 民生・児童委員との協力体制の強化と研修事業の充実。 	
実 施 内 容	2005 年度	<p>当事者団体、民生・児童委員等との意見交換を踏まえ、2006年（平成18年）6月以降早い時期に福祉総合相談体制及び地域相談体制を確立する。地域包括支援センターとの連携も具体的に検討しながら総合相談体制及び地域相談体制を確立する。</p>
	2006 年度	<p>福祉総合相談体制及び地域相談体制の実施状況を踏まえ、当事者団体等関係者との間で見直しを行い、修正の上、業務を継続する。</p>
	2007 年度	<p>継 続</p>
	2008 年度	<p>継 続</p>
	2009 年度	<p>継 続</p>

	2010 年度	継 続
実施方法	福祉総合相談窓口については、専門の相談員だけでなく、ピア相談員も配置する。地域相談については、積極的にピア相談員を育成し、配置する。また、民生・児童委員からの支援も検討する。	

事業名 3 : 苦情処理・不服申立ての機関の設置見直しと体制の整備

現状と課題	<p>福祉サービスやさまざまな不安に対する申立ては、決定を下した機関ではなく、外部に申立てや相談ができる場所が必要である。</p> <p>また、人権擁護を図るための専門機関が十分に機能せず、人権擁護が徹底できていない現状がある。</p>	
目的	サービスを利用する際のトラブル解決の支援や人権擁護を目指す。	
対象	全市民	
サービスの内容	<p>福祉の制度やサービスを利用したときに感じる疑問や不満などを持ち込める機関で、福祉制度やサービス全般について検討する。</p> <p>権利擁護制度について、苦情処理・不服申立て機関の利用の仕方、相談業務の内容等をわかりやすく市民に説明する。</p>	
実施内容	2005 年度	2007年（平成19年）3月末までに仮称苦情等解決委員会のあり方検討ワーキンググループを設置し、具体的な検討を行う。
	2006 年度	
	2007 年度	具体的な活動の開始
	2008 年度	継 続
	2009 年度	継 続
	2010 年度	継 続

実施方法	<p>(仮称) 苦情等解決委員会のあり方検討ワーキンググループを設置し、申立ての方法、相談体制、苦情解決の仕方など、具体化に向け検討をしていく。法律家だけでなく、各しょうがい当事者を含み、組織する。</p>
------	---

事業名 4 : 災害弱者対策の推進 (新規事業)

現状と課題	<p>災害弱者の保護、救護に関することは、国立市防災計画では福祉部が所管しているが、きめ細かな部分については対策が遅れている。</p> <p>しょうがい当事者の声を充分反映した災害弱者対策を推進することが必要である。</p>	
目的	<p>地域の中で安心して自立生活が送れるよう、災害時の支援体制を確立する。</p>	
対象	<p>災害弱者 (高齢者、女性、身体しょうがいしゃ、知的しょうがいしゃ、精神しょうがいしゃ等)</p>	
サービスの内容	<p>しょうがいしゃを中心にしたワーキンググループを設置し、各避難所にスロープ、車椅子、車椅子用トイレ、リヤカー、マット等、手話通訳者や介護者等必要とされる支援者を配置するなど、避難所の整備や情報提供のあり方について話し合う。</p> <p>2006年度 (平成18年度) からは、高齢者もワーキンググループに参加し、当事者の視点でとらえた災害時対策を検討する。</p> <p>ワーキンググループで集約された事項については、防災担当課へ提言し、防災計画の見直しにあたっては、庁内連絡会等を設置する予定。災害弱者対策についても更に検討し、実現可能なものについて実施する。</p>	
実施 内	2005 年度	<p>しょうがいしゃを中心にしたワーキンググループを設置し、実現可能な事から実施。</p> <p>高齢者も参加したワーキンググループの継続、検討結果の報告。</p>
	2006 年度	
	2007 年度	<p>報告の具体化、実現可能な事から実施</p>
	2008 年度	<p>継 続</p>

容	2009 年度	継 続
	2010 年度	継 続
実施方法	<p>緊急を要するため、2006年（平成18年）9月を目途に高齢者も含めた当事者によるワーキンググループで話し合い、意見集約の上、防災担当課へ提言すると共に市長にも報告し、全庁あげて対策が講じられるようにする。</p>	